

市総務局人事部給与課長、制度担当課長以下、市労組連執行委員長以下との本交渉

令和5年8月30日（水曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

本日は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、提案をしてみたい。

<提案書手交>

国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、地方自治法が改正され、令和6年4月からパートタイムの会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となる。

本市としても地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。

まず、支給対象についてであるが、

会計年度任用職員のうち次の①～③のすべてを満たす職員

①当該年度の任期が6カ月以上ある職員

②週の勤務時間が15時間30分以上ある職員（同一の職で15時間30分以上の勤務時間の設定がある15時間30分未満の職に就く職員を含む。）

③職の特殊性や報酬等を考慮して勤勉手当を支給することを不適当とされた職員以外の職員

①～③は期末手当の支給対象職員と同様である。

次に、人事評価についてであるが、

評価方法については、現行どおりとし、評価結果の反映については、相対評価結果がない本務職員の取扱いと同様、第3区分相当として支給を行う。

ただし、懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

続いて、支給額については、

算定方法は、勤勉手当の基礎額×支給月数×支給割合

支給月数については、原資月数（条例に定める月数）とする。

ただし、懲戒処分等があった場合の翌年度の支給月数は、本務職員の第5区分と同様の支給月数となる。

支給割合については、本務職員と同様の取扱いとする。

また、勤勉手当の支給に伴い、期末手当の支給月数については本務職員と同様とする。

令和 6 年 4 月 1 日以降の月数については、別紙を参照いただきたい。

現行の取扱いでは、期末手当の支給月数について、会計年度任用職員 2.50 月、本務職員 2.40 月となっているが、令和 6 年 4 月 1 日以降は勤勉手当が会計年度任用職員に支給されることから、期末手当も勤勉手当も本務職員と同様となる。

なお、地方自治法が令和 6 年 4 月 1 日に改正されることから、令和 6 年 6 月期からの支給としてまいりたい。

説明としては以上となるが、9 月から各所属で令和 6 年度予算の算定がはじまるため、今後の手続きを考慮すると、本日、皆様方にご判断いただきたいと考えているので、何卒よろしくお願いしたい。

(組合)

ただいま会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給についての提案があった。このこと自身については、正規と非正規の均等待遇の点からも一歩前進である。もともと我々としても強く支給を求めてきたところであるので、前進として認めるところではある。ただ会計年度任用職員については、賃金水準自身が低いので、その改善を引き続き正規と非正規の処遇の改善に向けて検討いただきたいということを申し上げたい。

一つは支給対象のところで、②の週の勤務時間が 15 時間 30 分以上ある職員ということだが、前回折衝の場でも申し上げたが 15 時間 30 分未満でも複数の大阪市での別の所属で会計年度任用職員の任用をしている場合、同じ大阪市内で働いているのだからそこはぜひとも通算できるようにしていただきたいというふうに思う。前回折衝のときには学校現場の講師の方については教育委員会ということだったので確認したところ、講師の方では別の学校で同じように講師をしていれば通算されるということだったので、行政職のところについてもぜひとも通算できるようにしていただきたいと思う。

あと、これも折衝のときに言ったが、算定の期間が令和 6 年 4 月 1 日から始まって、6 月期からということだが、令和 5 年度から引き続き任用されていればきちんとその期間は認めていただきたい。12 月 2 日から 6 月 1 日までについてはその期間は働いていたということで支給割合は本務職員と同様に計算していただきたい。

勤勉手当の支給に当たって、本給のところを引き下げるようなことはぜひともやめていただきたいと思う。制度導入のときに、職の内容を精査して、決して期末手当を支給するので引き下げたわけではないというようなことであつたが、実質は引き下げているわけで、今回もそういったことで支給に当たって職の内容を見直して本給が引き下がるようなことが起きないようにしていただきたいと思う。

支給割合のところ、病気休暇を日数から外すことになっているが、正規もそうであるが、病気は誰にでも起こり得るわけで普通の欠勤とはわけが違うので、支給割合から除算するような扱いからぜひとも外していただきたいと思う。

来年の 6 月期からということであるが、我々としたら、勤勉手当に見合うようなものを年

末からぜひとも検討していただきたいということでお願いしたい。

この話は会計年度任用職員はすごく喜んでいる。ただ、今さっきもあったように、書記長も言っていたが、ボーナス出たと喜んだときに月給が少なくなったとすごくそのことが頭の中に入っていて、私たちはボーナスで生活に補填していくのではなくて、月ごとで生活をしているので、大丈夫だよと確認される。やはりそれは一生懸命正規職員と同じように仕事をしているのに、待遇の面でも労働条件もそうだし、病気休暇のことも出ていたが、病気休暇も正規職員は有給なのに会計年度任用職員は無給。その辺もやはりある。同じ職員で同じ仕事をしているのに、病気のときに休むとき、何故こんなに違うのかと。いろんなことで思っていることがあって、話を今日聞いてくるからということと言ったら、本当に喜んでいて。まずは正規と、本務職員と同じようにしてくれるということではすごく喜んでいて、ただやはりもともとのところが高いのでそこがネックになっていて、いろんな労働条件の本務のところあたりでもなぜ違うのかというのがあるから、不安に思っている会計年度の職員もたくさんいる。次どうしようかと思っている職員もいるので、先ほどもあったが、この年末何かの形でできればいいというのはすごく思っている。

少し聞きたいが、支給対象の③であるが、職の特殊性や報酬等を考慮してというあたりで勤勉手当を支給することが不適当というのは、職の特殊性とはどのような。

(市)

経済戦略局とかにいる通訳とか翻訳を行う国際交流員の方とか、いろんなところで働くので国で制度が決められている方である。今も期末手当の支給対象にもなっていないので同じである。C-NETの方たちも。

勤勉手当が新たに支給されることに伴って、報酬が下がるようなことはないのかとおっしゃられていたが、仕事の内容が変わるというのであればまた別であるが、単に勤勉手当が新たに支給されるので財政的な制約を理由に下げるということは、国からも適切でないと示されているので、そういったことはない。

(組合)

そこを心配しているのではなくて、最初の制度導入のときには、職を見直したといって、そのときの表も持っているが、実に曖昧な、大まかな部分しか書いていなくて、それで引き下げられているわけである。それがあから、みんな今回もそれがいいかなと不安に思っているんで、そういったことが、たくさん所属があるわけで、それぞれの所属でそういうことをしないように周知徹底していただきたいのと、最初に出た算定の期間について、来年の4月1日から実施ということで。

(市)

この4月からいっしゃる方が、今年度期末手当が出る方で来年度も引き続きいっしゃる方については、6月の支給期は100%になる。その他の勤怠上の欠勤がなければであるが。

(組合)

それを誤解しないように周知していただきたい。令和6年の4月1日からしか算定しないとかと勘違いする所属が出てくるかもしれないので、そこは徹底していただきたい。

最初に言ったが、正規と非正規の均等待遇の一步前進であるが、まだまだ非正規の待遇は正規と比べて差がついているので、今後もとりわけ病気休暇の無給、正規はこの4月から当初3日無給がなくなったが、非正規の方の病気休暇については生活に関わる問題なのでそれでも10日しかないとか日数も少ないので、生活がかかってくる。我々が一昨年に大阪で1万人近くの参加者を得てやった必要生計費調査で、25歳単身で一か月大阪で生活しようとしたら25万円弱の生活費がかかるとい調査結果が出ているわけである。そういう水準から見たら、1Aとかの初任給前歴加算のないところでは13万円とかで言えば、生活きちきち、やりくりが大変なわけである。大阪市内でワンルームでも生活保護基準で言っても4万円弱なので。一般の賃貸住宅でも5, 6, 7万円するわけで、毎月の半分は家賃で飛んでいくわけで、残りで衣服や食費だとかかかってくるわけで、本当に大変な思いをしながら正規と同じように仕事をして頑張っているの、その水準をぜひとも上げていただきたい。よその市では昨年の確定でも会計年度の格付けを引き上げたりしているところも出てきているので。それで言えば大阪市のように大きな財政力を持っているところがそういったことができないということはないと思うので。財源がないと言っているが、万博やIRにはポンと出すのだから、ないわけがない。財政力指数も超優良なわけで。市民の生活を守るために頑張っている職員が健康で十分な生活ができないと市民に対してもそういった行政サービスが提供できないというところでは、非正規の賃金水準を大幅に引き上げていただきたい。

ぜひとも今年の確定でも9月の末に大阪市の人事委員会勧告も出てくるが、勝手な予想では去年と同じように国を上回るような結果が出るかもしれないが、それでも物価高騰には遠く及ばない。人事院勧告を見ても、全然物価高騰に追いつかない中で生活は逆に悪化しているわけなので、コロナ禍で頑張っている職員に報いる制度にぜひともしていただきたいと思う。